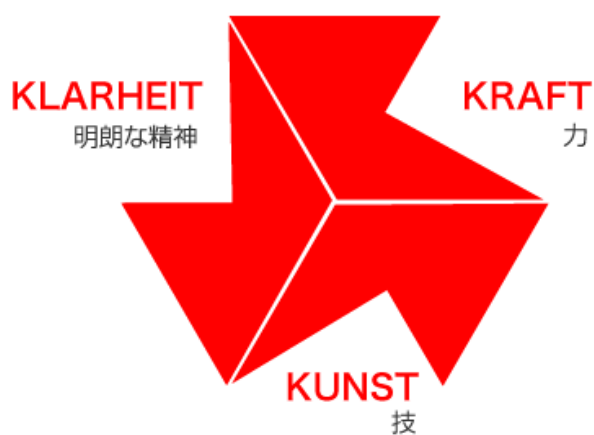


危機管理マニュアル



高知県高等学校体育連盟

令和7年5月

〈目 次〉

1.緊急事態の基本的な考え方 …P 2

- (1) 緊急事案
- (2) 競技会中止・中断等の協議
- (3) 関係機関への報告
- (4) 最終判断者

2.競技会の中断・順延・中止等の決定に係る基本的な考え方 …P3

- (1) 競技会の中止等を検討しなければならない状況

3.競技運営に当たっての注意事項 …P4

- (1) 緊急事案に備えての事前確認
- (2) 1日単位の競技運営の確認

4.自然災害等に対する予防及び対応 …P5～7

- (1) 荒天時（大雨、暴風警報等）の対応
- (2) 落雷に伴う対応
- (3) 地震
- (4) 火災
- (5) 熱中症
- (6) 競技会開催中の気象情報入手方法（参考）
- (7) 代替日の設定および参加校への連絡

1 緊急事態の基本的な考え方

(1) 緊急事案

競技会において以下の緊急事案・疾病等が発生した場合、現場において迅速に適切な対応をとるとともに、電話または FAX・メール等で当該専門部委員長が県高体連事務局に連絡する。

- ① 災害（台風・地震・大雨・暴風・落雷等）
- ② 事故（交通事故等）で傷病者が重篤な場合
- ③ 病院搬送事例
- ④ 怪我
- ⑤ 熱中症
- ⑥ 食中毒
- ⑦ その他（上記想定外の緊急事案）

(2) 競技会中止・中断等の協議

緊急事案が発生した場合、実施専門部は、競技会の中止・一時中断・順延・入場者の制限・避難等について対応を協議する。

また、競技会の開催に先立ち、中止・中断の判断手順を予め決めておくこととする。

実施専門部において競技会の中止・順延の協議の可能性が予見できる場合（台風の接近等）には県高体連事務局へ情報提供を行う。

なお、中断・再開した場合も含めて競技会の終了時刻については、選手及び役員・補助員等の健康管理に配慮し、午後 8 時までとする。

(3) 関係機関への報告

上記の事由により競技会の中止・中断の協議を行った場合、実施専門部は県高体連事務局に報告を行うこととする。

(4) 最終判断者

緊急時対応の最終的な判断については、実施専門部長が行い高体連会長に報告するものとする。

2 競技会の中断・順延・中止等の決定に係る基本的な考え方

(1) 競技会の中止等を検討しなければならない状況

参加者の「生命、身体もしくは財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れのある事態」が発生した場合。または喫緊に発生することが予測される場合。

判断までの流れ

〔情報入手〕



実施専門部



関係者で協議

専門部長・専門委員長・運営委員 他



態度決定



高体連事務局に連絡

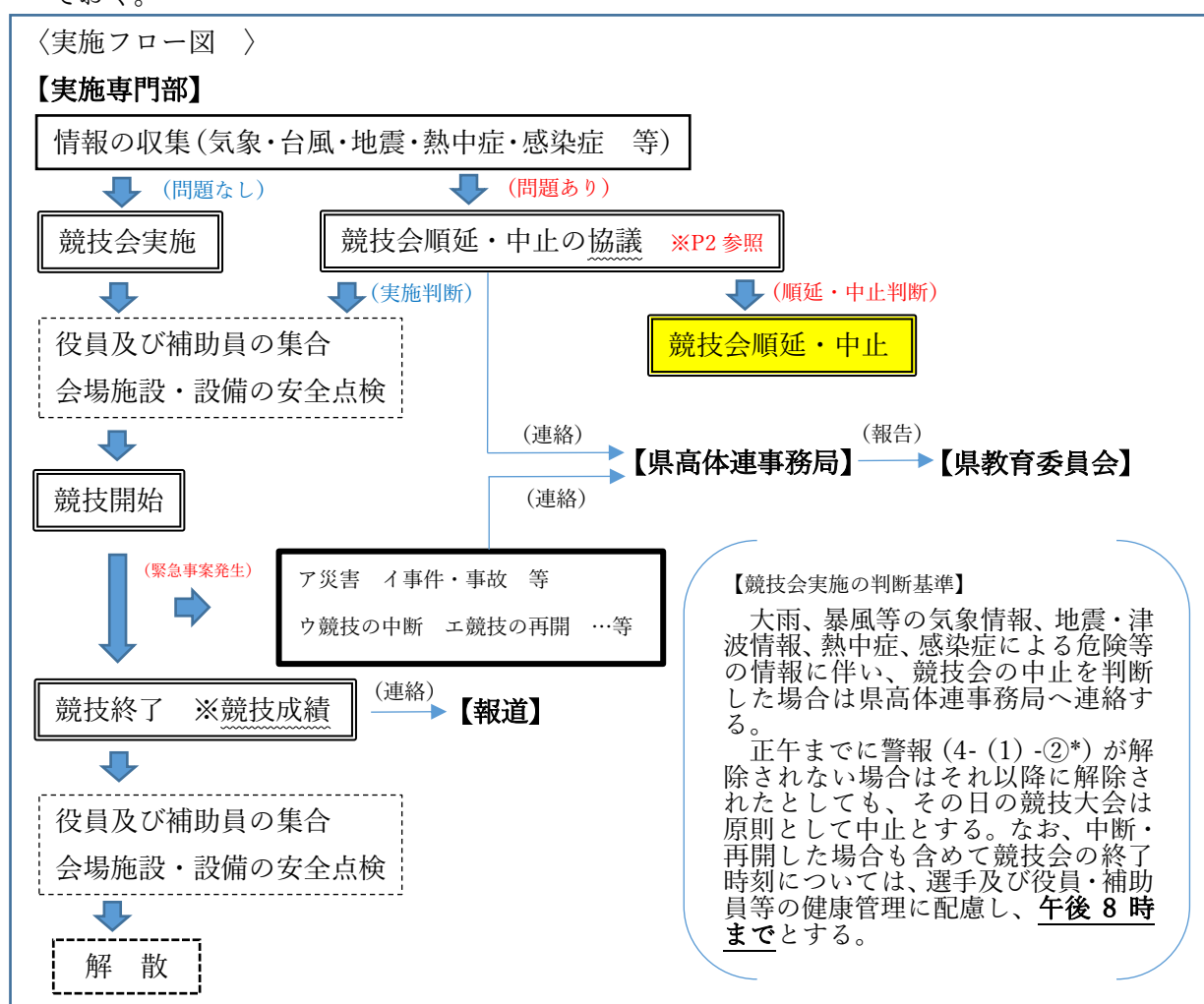
3 競技運営に当たっての注意事項

(1) 緊急事案に備えての事前確認

- ① 実施専門部は、競技会場等における危険個所の確認・解消、避難場所の確認、避難経路の確認・非常口の確認、消火器等の設置場所・使用方法の確認、AED 設置場所の確認等を行う。
- ② 役員・補助員は、緊急事案発生時に迅速かつ適切に対応するため、以下に示すことを確認しておく。
 - ア 避難場所、避難経路、非常口、消火栓等
 - イ AED の設置場所・使用方法
 - ウ 消火器の設置場所・使用方法
- ③ 会場設営等については安全対策を充分に行う。(テント強風対策・ゴール固定 等)

(2) 1 日単位の競技運営の確認

- ① 実施専門部は以下に示すことを基準に 1 日単位の競技運営の流れを定め、各責任者等に周知しておく。



4 自然災害等に対する予防及び対応

(1) 荒天時（大雨、暴風警報等）の対応

- ① 実施専門部はテレビ等のメディアより情報を随時確認・収集する。
- ② **事前に設定した時刻**（例 競技開始 3 時間前等）に、*大会会場のある市町村において、気象庁が発表する波浪警報を除く警報が 2 つ以上（特別警報および暴風警報にあっては 1 つ）発令されている場合は原則として競技大会を中止、若しくは待機とする。その際、各チーム、関係機関、役員・補助員等には迅速に連絡する。（遠方からの移動を要する参加校がある場合には、協議の際に十分考慮すること。）
- ③ 正午までに②*の状況が解除された場合には、各チーム、関係者、役員・補助員を速やかに集合させ、大会開催の準備が整い次第、競技会を行うことができる。
- ④ 正午の段階で②*の状況が解除されていない場合は、それ以降に解除されたとしても、その日の競技は原則として中止とする。

※上記の取り扱いについては、安全上の事由により各専門部・支部の判断において中止・延期の決定を行うことを妨げるものではない。

(2) 落雷に伴う対応

① 競技会前の事前準備

参加者の安全を確保するために、落雷等の急激な気象状況の変化に対して、競技会前に以下の準備をする。

- ア 避難の必要が生じた場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定
- イ 雷をはじめとする急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定
- ウ 継続・中断・中止を判断する責任者と判断手順の決定

② 競技の中断・中止等の判断

実施専門部（主に屋外競技）は、落雷の気象状況変化の情報を早期に収集し、事前に定めた方法により競技の中断・中止等を適切に判断する。

- ア 厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近に注意する。
- イ 雷鳴が聞こえるなど落雷の危険がある場合には、必要に応じて、参加者に対し気象状況や避難誘導のアナウンスを行い、ただちに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する。

※雷鳴が聞こえる距離（約 10km）の範囲内は、その場に落雷する危険性があるため競技を中断・中止すること。雷鳴が聞こえなくなってから*30 分以上経過した後に競技を再開する。

*21 全国高体連第 58 号「落雷に対する事故防止について（通知）」より

- ウ 気象庁ウェブサイトにて雷注意報等の発表状況や、雷発生の感応性の高い地域が地図上で確認できる「雷ナウキャスト」などの情報を随時確認・収集する。

雷ナウキャストホームページ

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#lat:34.560859/lon:137.153320/zoom:5/colordepth:deep/elements:thns>



(3) 地震

- ① 避難の必要が生じた場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定
- ② 地震発生後のアナウンス（例）

「ただ今地震が発生しましたので、競技を一時中断致します。現在、係員が調査中ですので、次のお知らせまで、安全な体勢でお待ちください」

※津波警報

「ただいま津波警報（注意報）が発令されましたので、競技会を一時中断致します。現在…」

- ③ 被害状況の確認
施設職員と協力して施設内を巡回し、被害状況を確認する。またメディア等により地震情報を確認し、併せて関係者に伝達する。
- ④ 被害が発生した場合、又は震度 4 以上の場合
 - ア 火災発生の場合は初期消火に当たる
 - イ 施設が破損した場合 → 現場を確認し、危険な場合は観客等が立ち入らないようにする
 - ウ 負傷者が発生した場合は負傷者を処置する
 - エ 重傷病者など医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、応急処置を行ったうえで 119 番通報を行い救急車の出動を要請する
- ⑤ 実施専門部は、被害状況をもとに競技大会の中止および大会参加者の避難について必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。
- ⑥ 実施専門部は、被害状況を勘案して大会参加者を避難させる。

(4) 火災

- ① 火災が発生した場合、大声で周囲の人に注意を呼び掛ける。
- ② 非常ベルを押し、施設管理者に通報する。
- ③ 実施本部は施設職員と協力して、消火器により初期消火に当たる。
- ④ 消防隊員が到着したときは、消火活動を引き継ぐ。
- ⑤ 負傷者が発生した場合、負傷者を搬送する。
- ⑥ 実施専門部は火災および被害状況を基に、競技会の中止および大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。

(5) 熱中症

- ① 大会会場のある地域や活動場所において、WBGT 値が 31 以上となった場合の競技大会の運営については、競技特性も踏まえた安全対応策について事前に検討し対応すること。
- ② 高知県内に熱中症特別警戒アラート（高知県内すべての地点で WBGT 値が 35 以上）が発表された場合は、**原則として競技大会を中止、若しくは延期**とする。その際、各チーム、関係機関、役員・補助員等には迅速に連絡する。

(6) 競技会開催中の気象情報入手方法（参考）

情報	情報元・連絡先等
天 気 台 風 地 震	気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html  気象庁 HP

(7) 代替日の設定および参加校への連絡

競技会を中止した場合、上位大会への代表権がかかっており代替日を設定する必要がある場合は、原則として週休日に設定するとともに学校行事等を十分考慮する。競技専門部は決定した代替日について県高体連事務局へ報告を行う。

なお、代替日について週休日の設定が困難な場合には、県高体連事務局に相談し、参加校へは実施専門部より部長名で連絡する。